

Managed Stack™ サービス利用約款

第1条（目的）

1. 弊社は、Managed Stack サービス利用約款、およびサービス仕様（以下あわせて「本条件」という）に基づきManaged Stack サービス（以下「本サービス」という）をお客様に提供します。お客様は本条件を遵守して本サービスを受けるものとします。
2. 前項に加えて、弊社は、本サービスのシステム基盤を提供するNTTドコモビジネス株式会社（以下、「丙」という）と弊社とのサービス提供契約に基づきお客様にサービスを提供するものとし、お客様は、丙が定めるSmart Data Platform（以下、「SDPF」という）（旧名称Enterprise Cloud）の利用条件に同意して本サービスを利用するものとします。（SDPF利用のお客様のみ該当。）SDPFの詳細は、<https://sdpf.ntt.com/>をご参照ください。SDPFの利用条件は、別途弊社が提示する方法により事前に確認できるものとし、当該条件と本約款又は個別契約に抵触がある場合は、個別契約、次いで本約款、最後にSDPF利用条件の順に適用されるものとします。（ただし、SDPF利用条件のうち丙が別途指定する必須条件はこの限りではありません）
3. 本約款と個別契約の内容が抵触する場合は、個別契約が優先して適用されるものとします。

第2条（用語の定義）

1. 本条件において、次の各号の用語の意味はそれぞれ次のとおりとします。
 - (1) 「ユーザID」とは、申込みに対して発行されるサービスを利用するための識別番号をいいます。
 - (2) 「管理者」とは、お客様が選任するシステム管理者をいいます。
 - (3) 「保存データ」とは、お客様が本サービスを利用することによってシステム基盤に保存されたデータをいいます。
 - (4) 「本契約」とは、本条件に基づき弊社とお客様との間で成立するサービス利用契約をいいます。

第3条（サービス仕様、約款の変更）

1. 本サービスの内容は、サービス仕様に定めるものとします。
2. 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、お客様の個別の承諾を得ることなく本条件を変更することができます。
 - (1) 変更がお客様の一般の利益に適合するとき
 - (2) 変更が本契約の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、本条件に本条の規定により変更をすることがある旨の定めがあるか否かおよびその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
3. 前項による変更を行う場合、弊社は変更の効力発生時期を定め、変更する旨、変更後の本条件の内容および効力発生時期を、インターネットの利用その他の適切な方法により、効力発生日の1か月前までに周知するものとします。
4. 前項の変更が第2項第2号に基づくものである場合、弊社が前項の周知を効力発生時期が到来するまでに行わないときは、当該変更はその効力を生じないものとします。

第4条（システム構築場所）

1. 本サービスのシステム構築場所は、自社設備利用の場合は日本国内に限定して構築し、SDPF利用の場合は日本リージョン内に限定して構築するものとします。

第5条（提供開始日）

1. 弊社は、本サービスの提供にあたり初期設定を行うものとします。本サービスの提供開始日は、サービス証書に記載された契約開始日とします。

第6条（利用期間）

1. 本サービスの利用期間は、サービス証書に記載された契約開始日から契約終了日までとします。
2. 本サービスは、自社設備利用の場合1年、SDPF利用の場合6ヶ月を最低定期利用期間とし、お客様はこの間本契約を解約することができないものとします。

第7条（システム管理者の選任）

1. 本サービスの利用にあたり、お客様はあらかじめ管理者を選任し、弊社に届け出るものとします。管理者が交代したときは直ちに弊社に書面で通知するものとします。お客様が当該通知をせず、連絡が取れないことによって引き起こされる損害に対しては、弊社は一切の責任を負わないものとします。
2. 管理者は、第8条（ユーザIDおよびパスワード管理）に定められた管理責任を負うものとします。
3. 弊社は、管理者へ通知することで、お客様への通知が行われたのと同等の効果があるものとみなすものとします。
4. お客様は、管理者からのみ本サービスに関わる故障申告を弊社に対して報告できるものとします。

第8条（ユーザIDおよびパスワード管理）

1. 管理者はユーザIDの管理に責任を負うものとし、弊社の故意または重過失による場合を除き、ユーザID、パスワードの漏洩により損害が生じても弊社は責任を負わないものとします。また、お客様に貸与されたユーザIDにより、弊社または第三者に損害が生じた場合には、弊社の故意または重過失による場合を除き、お客様が責任を負うものとします。
2. 弊社からのサービス運営に関する通知および作業依頼は管理者に対して行うものとします。
3. パスワードの管理権限は管理者が持つものとし、弊社はパスワード管理権限を持たないものとします。
4. 次の各号の一に該当する場合は、弊社がユーザIDおよびパスワードの全部または一部の管理を行うことができるものとします。ただし、弊社の故意または重大な過失によりお客様に損害を生じた場合はこの限りでなく、第27条（責任の制限）の規定に従い責任を負うものとします。
 - (1) 管理者から弊社に管理者権限の代行を依頼された場合
 - (2) 本契約が終了した場合
 - (3) 第18条（サービスの停止）に該当する場合または該当する恐れがあると認められる場合

第9条（環境設定）

1. 本サービスを利用する為に必要な端末等の購入および設定は、お客様の責任と費用で行うものとします。ただし、SDPF利用の場合は、SDPFの契約および設定を弊社が行うものとし、SDPF利用料は本サービス料金に含めるものとします。
2. SDPF利用の場合、丙が所有する端末の台数やリソースの不足により、本サービスを提供できないことがあります。この場合において、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第10条（データ等の取扱い）

1. お客様によるデータの滅失、漏洩、または本サービスで予定されている目的以外への使用があり、その結果発生する直接間接の損害について、弊社の故意または重過失による場合を除き、弊社は責任を負わないものとします。
2. 弊社は、提供するシステム基盤の復旧に当てる為に保存データの複製保管を行う場合があります。
3. 弊社は、第16条（お客様からの契約解除）又は第17条（弊社からの契約解除）による本契約の解除があったときは、法令上保存義務のあるデータを除き、システム基盤に保存されているデータを削除します。この場合において、弊社の故意または重過失による場合を除き、弊社はお客様又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。

第11条（輸出管理）

1. お客様は、本サービスまたは保存データを海外に持出し、あるいは非居住者に提供する場合は、経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、「外国為替及び外国貿易法」ならびに関連する法令、規則等に基づく適正な手続きをとるものとします。

第12条（故障が生じた場合の措置）

1. お客様は、第7条（システム管理者の選任）第4項にしたがい、本サービスに障害が生じたときは、直ちにその旨を弊社に通知するものとします。
2. 前項の通知があったときは、弊社または次条（協力会社）に定める協力会社がその原因調査を行うものとします。

第13条（協力会社）

1. 弊社は、本サービスの提供にあたり、協力会社に再委託することができるものとします。
2. お客様は、弊社の協力会社から緊急的な保守に関する事項についての通知を受けることがあるものとします。

第14条（情報の変更）

1. お客様は、法人名又は所在地について変更があったときは、そのことを速やかに弊社に届け出るものとします。
2. 前項の届け出に対し、弊社から事実を証明する書類の提出を依頼された場合、お客様は速やかに提出するものとします。

第15条（契約内容の変更）

1. 前条の定めによらず、本契約の個別条件（サービス証書記載事項を含む）を変更する場合は、双方の正当な権限を有する代表者が記名・押印または署名する書面によるものとします。

第16条（お客様からの契約解除）

1. お客様は、利用期間中に本契約を終了したい場合、契約終了希望日の1ヶ月前までに、弊社に書面にて申出るものとします。この場合、弊社は、お客様より既に入金された利用料金を返却しないものとします。
2. 前項の場合において、利用期間内に生じるお客様の一切の債務は、本契約の解除をした後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとします。

第17条（弊社からの契約解除）

1. 第19条第1項（サービスの停止）に該当する場合、通知または催告を行い該当する事由が是正されずに通知または催告から1ヶ月経過したのち、弊社は本契約を解除することができるものとします。
2. お客様が次の各号に該当した場合は、弊社は何時でも通知催告を要せずに本契約を解除できるものとします。
 - (1) 実際に従業員、事務所等が存在せず実質的に業務が停止していると認められるとき
 - (2) 差押え・仮差押え・仮処分・強制執行等を受けたとき
 - (3) 支払の停止があったとき、または破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申立てがなされたとき
 - (4) 解散もしくは事業が廃止になったとき
 - (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (6) 第25条（反社会的勢力の排除）に違反したとき
3. 前各項のほか、弊社は本サービスの適切な運営に客観的に著しい支障が生じる事由が存在する場合には、お客様に対して解除希望日の30日前までに書面またはメールにて通知したうえで本契約を解除することができるものとします。この場合、弊社はお客様が支払済みの利用料金のうち解除後の残存利用期間に相当する額（日割計算）を返還するものとします。

第18条（禁止行為）

1. お客様は、本サービスの利用にあたり、次の各号の定めに該当する行為を行わないものとします。
 - (1) 法令に違反する、またはその恐れのある行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (2) 個人情報や本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、またはそれに類似する行為。
 - (3) 弊社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはその恐れのある行為。
 - (4) 弊社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはその恐れのある行為。
 - (5) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (6) 弊社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはその恐れのある行為。
 - (7) 他人のユーザIDあるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。
 - (8) その他、本条件に違反する行為。
2. お客様が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っていると弊社が判断した場合、弊社は、第19条（サービスの停止）に定める措置を行うほかに、当該違反により弊社が現実には被った通常損害の範囲で、弊社がお客様の違反行為により被る損害の補償および費用等をお客様に請求することができるものとします。ただし、弊社の故意または重過失による損害についてはこの限りではありません。

第19条（サービスの停止）

1. 弊社は、お客様が次の各号に該当する場合には、本サービスの一部または全部の提供を停止することがあります。ただし、弊社の故意または重過失による場合を除き、サービス停止に伴い、お客様に損害が生じても弊社は責任を負わないものとします。
 - (1) 第18条（禁止行為）に記載される行為を行った場合
 - (2) その他、本契約に違反した場合
 - (3) その他、本サービスの安全な提供または他の利用者への影響防止のため、客観的合理性のある範囲で弊社が利用上不適当と判断する行為を行った場合
2. 弊社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその旨および理由、利用停止をする日および期間を管理者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第20条（事前通知）

1. 弊社が必要と認める保守、点検または整備がありサービス停止を行う場合、弊社はお客様に事前通知を行います。通知方法は弊社が選択するものとし、書面による通知にあつては発送の翌営業日、電子メールによる通知にあつては送信時にその効力が生ずるものとします。弊社は、管理者に通知が到達するよう合理的な努力を払うものとします。

第21条（サービスの廃止）

1. 弊社は、本サービスの一部または全部を法令上許容される範囲で廃止できるものとします。
2. 前項による本サービスの全部廃止の結果、廃止日においてお客様の第6条第2項に定める最低定期利用期間が満了していない場合、弊社はお客様が支払済みの利用料金のうち廃止日以降の残存期間に相当する額（日割計算）を返還するものとします。
3. 弊社は、弊社の故意または重過失がある場合を除き、本サービスの一部または全部の廃止により、お客様が何らかの損害を被った場合においても、責任を負わないものとします。

第22条（サービスの廃止通知）

1. 本サービスの一部または全部を廃止する場合、廃止する3ヶ月以上前にお客様に対して弊社は通知を行います。通知方法は弊社が選択するものとし、書面による通知にあつては発送の翌営業日、電子メールによる通知にあつては送信時にその効力が生ずるものとします。弊社は、管理者に通知が到達するよう合理的な努力を払うものとします。
2. お客様が予期し得ない事由または法令、天災等の止むを得ない事由で、サービス廃止する場合において3ヶ月以上前の通知が不能な場合は、弊社は事後に速やかにお客様に対して通知をしなくてはならないものとします。

第23条（利用料金等の支払義務）

1. 弊社が提供する本サービスの利用料金は、サービス仕様記載の料金とします。
2. 弊社は、本サービスの提供が開始された場合は、サービス開始月末日までに利用料金、初期設定料金および消費税・地方消費税相当額（小数点以下は切り捨てとする）を請求します。
3. お客様は、弊社からの支払請求書に基づき、請求書発行日の翌月末日（以下「支払期日」といい、末日が金融機関の休業日にあたる場合は直前の営業日とする）までに、弊社の指定する銀行口座に円貨で振り込むことにより支払うものとします。
4. お客様がサービス証書記載の利用期間を延長する場合、弊社は、延長期間の利用料金を毎月請求するものとします。（SDPF利用の場合のみ該当。）
5. 弊社の責めに帰すべき事由（丙の事由による場合を含む）により本サービスが連続して10営業日以上提供されなかった場合における利用料金の取扱い、サービス仕様の定めに従うものとします。サービス仕様に定めがない場合は、第34条（協議事項）に従い誠実に協議するものとします。

第24条（延滞利息）

1. お客様が支払期日までに利用料金等を支払わない場合、お客様は弊社に対して、支払期日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、支払い遅延金額に対し年利8.25%の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとします。

第25条（反社会的勢力の排除）

1. お客様および弊社は、現在および将来にわたって、自己または自己の役員が暴力団、暴力団の構成員、暴力団の関係企業その他の反社会的勢力でないことを表明し保証するものとします。
2. 相手方が前項の表明・保証に違反したことが判明した場合、他方当事者は催告を要することなく直ちに本契約を解除することができます。当該解除により生じた損害については、違反当事者が相手方に対して賠償するものとします。

第26条（自己責任の原則）

1. お客様が、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、弊社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、自己責任でこれを解決するものとし、弊社は、一切の責任を負わないものとします。

第27条（責任の制限）

1. 弊社は、本サービスを提供すべき場合において、弊社の責に帰すべき理由によりお客様に対し本サービスを提供しなかったときは、当該サービスを利用できないことを弊社が知った時刻（以下「障害発生時刻」という）から起算して、サービス仕様に定める内容に基づいて損害の賠償をします。
2. 前項の場合を除き、本サービスの提供において、弊社の責めに帰すべき事由によりお客様に損害が生じた場合は、通常生ずべき損害に限り利用料金を上限として、賠償するものとします。
3. 丙の提供するシステム基盤を利用する場合、当該システム基盤の利用条件及びサービス利用合意書の規定によることとします。

第28条（免責）

1. 弊社はお客様が本サービスを通じて得る情報・データの完全性、正確性、確実性、有用性等に関して保証しません。第27条に定める場合を除き、かかる保証欠如に起因するお客様の損害について弊社は責任を負いません。
2. 第27条に定める場合を除き、弊社は本サービスの遅滞、停止、変更、中止、廃止、または提供される情報・データの喪失・流出に関連して発生したお客様の損害について責任を負いません。
3. パスワードにより認証されたユーザIDによる本サービスの利用はお客様の利用とみなし、事実上の利用者が誰であろうとその責任を弊社は負わないものとします。
4. 弊社の管理外である通信回線や弊社の設備に属さない設備の状態に弊社は責任を負わないものとします。
5. 弊社はお客様に対し、本条件に定めのない事項について、責任を負わないものとします。ただし、弊社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

第29条（使用条件）

1. 弊社は、本サービスの提供にあたり、第三者（以下、「権利者」という）が権利を有する対象製品を使用することができるものとします。
2. お客様は、権利者が定めるライセンス条件を遵守するものとし、権利者がライセンス条件を随時変更することについて予め承諾するものとします。権利者のライセンス条件に重要な変更（お客様の義務を増加させ、または権利を制限するものをいいます）が生じた場合、弊社は速やかにその旨をお客様に通知するものとします。

第30条（守秘義務）

1. お客様及び弊社は本契約に関連し、知り得た相手方の技術上・営業上またはその他の業務上の機密情報（以下、「機密情報」という）を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではないものとします。
 - (1) 知り得た時点で既に公知・公用となっている場合
 - (2) 知り得た後、自己の責によらず公知・公用となっている場合
 - (3) 知り得た時点で既に取得済みの場合
 - (4) 自ら独自に開発した場合
 - (5) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合
 - (6) 法令または権限のある公的機関の要請により開示または提供が求められた場合
 - (7) 本契約に基づく権利の行使または義務の履行のため、守秘義務を負う弁護士・公認会計士等の専門家に対して必要最小限の範囲で開示する場合

- (8) 本サービスに起因する紛争の解決手続（訴訟・仲裁・調停を含む）において、当該手続の遂行に必要最小限の範囲で開示する場合
2. 次の各号のいずれかに該当する場合、お客様の同意を得ずして必要な情報を弊社が利用する場合があります。
- (1) 弊社が本サービスを提供するために必要な場合
- (2) 本サービスの品質向上、障害対応、セキュリティ確保その他本サービス運営上合理的に必要な場合
3. 弊社は、前項に基づき情報を利用する場合、法令を遵守し、必要最小限の範囲でこれを行うものとします。

第31条（個人情報の取扱い）

1. お客様または弊社は、相手方から開示を受けまたは本契約上知りえた個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいい、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）について、個人情報保護法に基づく適切な安全管理のもとに取り扱うものとし、第三者に対して一切開示または漏洩してはならないものとします。また、個人情報について、相手方の書面による事前の承諾なくして複製、改変してはならないものとします。

第32条（譲渡・再販・質入れの禁止）

1. お客様は、本サービスの提供を受ける権利等の本約款上の権利を、弊社の許可なく第三者に譲渡、再販売、質入れをすることができないものとします。

第33条（存続条項）

1. 本契約の終了後も、次の各条については引き続き効力を有するものとします。
- 第16条第2項**（解除後の債務存続）、**第24条**（延滞利息）、**第26条**（自己責任の原則）、**第27条**（責任の制限）、**第28条**（免責）、**第30条**（守秘義務）、**第31条**（個人情報の取扱い）、**第34条**（協議事項）、**第35条**（準拠法）および**第36条**（所轄裁判所）。

第34条（協議事項）

1. 本条件に定めのない事項および疑義ある事項については、両当事者は信義に基づき誠実に協議して解決するものとします。

第35条（準拠法）

1. 本契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第36条（所轄裁判所）

1. 本サービス利用に関連して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。

以上